

令和元年第2回玉城町議会定例会会議録（第5号）

- 1 招集年月日 令和元年6月11日（火）
- 2 招集の場所 玉城町議会本会議場
- 3 開 議 令和元年6月20日（月）（午前9時00分）
- 4 出席議員 （12名）  
1番 津田久美子      2番 江島 高明      3番 山路 善己  
5番 井上 容子      6番 竹内 正毅      7番 中西 友子  
8番 北 守      9番 坪井 信義      10番 奥川 直人  
11番 山口 和宏      12番 風口 尚      13番 小林 豊
- 5 欠席議員 なし

- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名  
町 長 辻村 修一      副町長 田間 宏紀      教育長 中西 章  
会計管理者 東 博明      総務政策課長 中西 元      税務住民課長 田村 優  
保健福祉課長 藤川 健      産業振興課長 西野 公啓      建設課長 中村 元紀  
教育事務局長 中西 豊      上下水道課長 真砂 浩行      病院老健事務局長 中世古憲司  
生涯教育課長 平生 公一      地域づくり推進室長 里中 和樹      防災対策室長 山口 成人  
生活環境室長 見並 智俊      地域共生室長 奥野 良子  
監査委員 中村 功

- 7 職務のため出席した者の職・氏名  
議会事務局長 山下 健一      同書記 川口 文香      同書記 尾中 亮太

8 議事日程 【追加議案・討論・採決】

第1 会議録署名議員の指名

2番 江島 高明 君

3番 山路 善己 君

第2 議案第43号 玉城町個人情報保護条例の一部改正について【討論・採決】

第3 議案第44号 審査請求に係る提出書類等の写し等の交付手数料条例の一部改正について【討論・採決】

第4 議案第45号 玉城町介護保険条例の一部改正について【討論・採決】

第5 議案第46号 玉城町道路占用料徴収条例の一部改正について【討論・採決】

第6 議案第47号 玉城町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部改正について【討論・採決】

- 第7 議案第48号 令和元(2019)年度玉城町一般会計補正予算(第1号)【討論・採決】
- 第8 議案第49号 令和元(2019)年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)【討論・採決】
- 第9 議案第50号 令和元(2019)年度玉城町介護保険特別会計補正予算(第1号)【討論・採決】  
追加日程(第5号-1)
- 第1 議案第51号 工事請負契約の変更について(平成30年国災76号準用河川外城田川左岸災害復旧工事)
- 第2 発議第3号 閉会中の継続審査の申し出について

(午前9時00分 開議)

◎開会の宣告

- 議長(山口 和宏) 開会いたします。ただ今の出席議員数は、12名で定足数に達しております。よって、令和元年第2回玉城町議会定例会第5日目の会議を開きます。  
本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長(山口 和宏) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員は会議規則第127条の規定によって、議長において  
2番 江島 高明 君      3番 山路 善己 君  
の2名を指名します。

◎日程第2 議案第43号 玉城町個人情報保護条例の一部改正について

◎日程第3 議案第44号 審査請求に係る提出書類等の写しとうの交付手数料条例の一部改正について

◎日程第4 議案第45号 玉城町介護保険条例の一部改正について

◎日程第5 議案第46号 玉城町道路占用料徴収条例の一部改正について

◎日程第6 議案第47号 玉城町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

- 議長(山口 和宏) これから議事に入ります。

日程第2 議案第43号 玉城町個人情報保護条例の一部改正について及び日程第4 議案第45号 玉城町介護保険条例の一部改正について並びに、日程第5 議案第46号

玉城町道路占用料徴収条例の一部改正についてを一括議題にします。

ただいま一括議題となりました各議案については、総務産業常任委員会及び教育民生常任委員会に付託され審査が終了し、委員会審査報告書が提出されております。

はじめに総務産業常任委員会委員長の報告を求めます。

総務産業常任委員会委員長 竹内正毅君。

○総務産業常任委員長（竹内 正毅） 議長から総務産業常任委員会審査の報告を求められましたので、ただいま議題となっております議案について、委員会審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

去る6月14日の本会議において、本委員会に付託されました、議案第43号 玉城町個人情報保護条例の一部改正について及び、議案第46号 玉城町道路占用料徴収条例の一部改正についての議案審査を6月17日、午前9時から第1委員会室において、町長、副町長及び教育長並びに関係職員の出席のもと、7名の委員により審査を行いました。

その審査の内容の詳細については、会議録をご高覧いただくこととし、委員会審査において議論となりました主な事項の報告及び審査結果をご報告いたします。

議案第43号 玉城町個人情報保護条例の一部改正について、委員から提案理由に個人識別符号等が個人情報として明確化され、要配慮個人情報について、本人の同意を得て取得することが義務化されたことに伴いとあるが、このことが義務化された平成28年から町条例の改正まで時間を要しているが、その経緯と、その間に何が必要だったかをお聞きするとの質問に、総務政策課参与から、平成28年に個人情報保護法の改正が行われ、要配慮個人情報、個人識別符号が規定されたが、今までこの個人情報については提供されていなかったが、改めて町においても提供を行いたいということで条例を整備いたしたとの答弁でした。

本案に対する討論はなく、採決の結果、挙手全員で、原案を可決するものと決しました。

次に、議案第46号 玉城町道路占用料徴収条例の一部改正について、委員から字句の修正について、改正前と改正後で、道路占用料の徴収額及び今までの徴収条件は変わるのか変わらないのか、また、誤解を招く語句というのは、どのような誤解を招くのかとの質問に、建設課参与から占用料の徴収額について、従来から算定の方法は変わるものではない。また語句の修正については、上位法令の道路法施行令に表記を合わせさせていただく。その他のものの中の上空に設ける線と、地下に設ける線について、道路法施行令に合わせる表記として、共架線という部分が前につくようになり、地下に設ける線については地下電線という文言が前につくというふうに理解をいただきたいとの答弁でありました。

本案に対する討論はなく、採決の結果、挙手全員で、原案を可決するものと決しまし

た。

以上で総務産業常任委員会の付託されました、議案の審査結果報告といたします。

○議長（山口 和宏） 以上、総務産業常任委員会委員長の報告は終わりました。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

○議長（山口 和宏） 質疑なしと認めます。

これで総務産業常任委員会委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員会委員長 中西友子君。

○教育民生常任委員会委員長（中西 友子） 議長から教育民生常任委員会審査の報告を求められましたので、ただ今、議題となっております議案について、委員会審査の経過並びに結果を、ご報告申し上げます。

去る6月14日の本会議において、本委員会に付託されました、議案第45号 玉城町介護保険条例の一部改正についての議案審査を、6月17日、午前9時20分から第1委員会室において、町長、副町長及び教育長並びに関係職員の出席のもと、5名の委員により審査を行いました。

その審査内容の詳細については、会議録をご高覧いただくこととし、委員会審査において議論となりました、主な事項の報告及び審査結果をご報告いたします。

議案第45号 玉城町介護保険条例の一部改正について、委員から今回の改正は、消費税引上げに伴う低所得者への軽減措置と理解するが、令和2年度の完全実施時には、どれほどの軽減が見込まれるのか。また、今後の被保険者負担、介護保険料への影響見込みについてはどうかとの質問に、保険福祉課地域共生室参与から、軽減見込みについて、本年度当初予算170万8,000円の見込みで今回追加し、418万5,000円の軽減見込みである。今年度は半分の軽減水準であるということから、ほぼ倍ぐらいであると見込んでいる。また、保険料負担の影響については、今回の消費税増税に伴う低所得者軽減は繰入金で対応をとることとしているため、このことによる保険料増額は想定していない。しかし、今後、令和2年から3年度にかけて事業計画の見直しや制度改正などによるところの増額は、場合によってはあり得るという答弁でした。

本案に対する討論はなく、採決の結果、挙手全員で、可決すべきものと決しました。

以上、教育民生常任委員会に付託されました、議案の審査結果報告といたします。

○議長（山口 和宏） 以上、教育民生常任委員会委員長の報告は終わりました。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（山口 和宏） 質疑なしと認めます。

これで教育民生常任委員会委員長の報告に対する質疑を終わります。

これから議案ごとに討論・採決を行います。

はじめに、議案第 43 号 玉城町個人情報保護条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山口 和宏） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 43 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（山口 和宏） 挙手全員です。

したがって、議案第 43 号 玉城町個人情報保護条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（山口 和宏） 次に、議案第 44 号 審査請求に係る提出書類等の写し等の交付手数料条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山口 和宏） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 44 号を採決します。

賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（山口 和宏） 挙手全員です。

したがって、議案第 44 号 審査請求に係る提出書類等の写し等の交付手数料条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

○議長（山口 和宏） 続いて、議案第 45 号 玉城町介護保険条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山口 和宏） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 45 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（山口 和宏） 挙手全員です。

したがって、議案第45号 玉城町介護保険条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（山口 和宏） 次に、議案第46号 玉城町道路占用料徴収条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山口 和宏） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第46号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（山口 和宏） 挙手全員です。

したがって、議案第46号 玉城町道路占用料徴収条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（山口 和宏） 次に、議案第47号 玉城町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山口 和宏） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第47号を採決します。

原案のとおり賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（山口 和宏） 挙手全員です。

したがって、議案第47号 玉城町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第48号 令和元年度玉城町一般会計補正予算（第1号）

日程第8 議案第49号 令和元年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第9 議案第50号 令和元年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（山口 和宏） 日程第7 議案第48号 令和元年度玉城町一般会計補正予算（第1号）ないし日程第9 議案第50号 令和元年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第1号）を一括議題にします。

ただいま一括議題となりました各議案については、予算決算常任委員会に付託され、審査が終了し、委員会審査報告書が提出されております。予算決算常任委員会委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長 風口尚君。

○予算決算常任委員会委員長（風口 尚） 議長から予算決算常任委員会審査の報告を求められましたので、ただいま議題になっております各議案について、委員会審査の経過並びに結果を、ご報告いたします。

去る6月14日の本会議において、本委員会に付託されました、議案第48号 令和元年度玉城町一般会計補正予算（第1号）ないし議案第50号 令和元年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての3件の議案審査を、6月17日、午前9時45分から第1委員会室において、町長、副町長並びに教育長、また関係職員の出席と議長同席のもと、11名の委員により審査を行いました。

その審査内容は会議録をご高覧いただくとし、委員会審査において議論となりました主な事項の報告及び結果をご報告いたします。

まず、議案第48号 令和元年度玉城町一般会計補正予算（第1号）について、歳入補正における緊急風疹抗体検査事業国庫補助金についての質疑、また森林環境譲与税、地域減災力強化推進県補助金の使途、活用についての議論がなされました。また、歳出補正では、総務費において玄甲舎にかかる映像制作業務委託料、本年10月1日付け三重交道路線バスの路線変更に伴う広告製作業務委託料についての詳細、また、まち・ひと・しごと創生総合戦略の改定に伴う移住・定住対策先進地視察旅費の計上についてであります。

土木費においては道路維持修繕費、工事請負費補正にかかる本年度の工事施行計画について、消防費では防災対策における家具転倒防止補助制度の本年度予算未計上についての対応などの議論がありました。

本案に対しての質疑終了後、1名の委員による反対討論がありましたが、賛成討論はなく、採決の結果、挙手多数で、本案を原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第49号 令和元年度国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、国民健康保険料算定方式の改定に向けてのプロセスや、保険給付費及び納付金の動向分析と国保財政の安定的な運営について、議論がなされました。本案に対して質疑終了の後、1名の委員による反対討論がありましたが、賛成討論はなく、採決の結果、挙手多数で本案を原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第50号 令和元年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第1号）については質疑はなく、本案に対し1名の委員による反対討論がありましたが、賛成討論はなく、採決の結果、挙手多数で、本案を原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算決算常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（山口 和宏） 以上で、予算決算常任委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りします。

予算決算常任委員会委員長に対する質疑を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」声あり)

○議長(山口 和宏) 異議なしと認めます。

したがって予算決算常任委員会委員長の報告に対する質疑は省略することに決定しました。

○議長(山口 和宏) これから議案ごとに討論・採決を行います。

はじめに、議案第48号 令和元年度玉城町一般会計補正予算(第1号)について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山口 和宏) 7番 中西友子君。

○7番(中西 友子) 議案第48号 令和元年度玉城町一般会計補正予算(第1号)について、反対の立場で意見を述べさせていただきます。今回の反対の理由の主なものは2点、消費税増税に伴う国の施策のプレミアム付商品券、保育料無料化についてです。消費税増税に国の施策ですが、プレミアム付商品券については一時的な負担を軽減するものにすぎず住民の皆様には増税に伴う負担が、今後も重くのしかかることとなります。保育料無料化については、来年度の町負担が交付税により交付されることもありますが、全額交付ということにはなっておりませんので、町財政を圧迫することを懸念します。

以上の理由をもって反対とします。

○議長(山口 和宏) 次に賛成の発言を許します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山口 和宏) 13番 小林 豊君。

○13番(小林 豊) 議長の許可をいただきましたので、議案第48号 令和元年度玉城町一般会計補正予算(第1号)について、賛成の立場で討論します。本議案はプレミアム付商品券、介護保険料の軽減費用と、本年10月に予定されています消費税率の引上げに伴う低所得者に向けての是正軽減措置を主とした重要な補正であります。仮にこの予算が否決されましたら、玉城町民がこの軽減措置の恩恵を受けられない事態が生じます。消費税率の引上げについては、一個人としては上がらないほうがいいと思います。しかし、我々は末端の地方自治体ではありますが、町議会議員として政治に携わっています。政治に携わる人間として、国の財政状況、今後の社会情勢等を勘案すると、消費税率の引上げは致し方ないのではと考えます。私が言うまでもなく引上げが実施されなければ、そのしわ寄せは結局周り回って国民、住民の負担になってくるのではないのでしょうか。

先ほどの反対討論の中で、国が決めたことやから町も負担するのはおかしいとの意味合いでの発言もあったように思われますが、私たちは玉城町民であり、三重県民であります。そして大前提に日本国籍を有し日本国民であります。あたかも玉城町民であるが、日本国民ではないともとりかねない発言に疑問を感じるのは私だけでしょうか。単に住民受けするようなパフォーマンスじみた支離滅裂な反対討論に惑わされることなく、議員各位の議会議員としての常識ある判断を期待しまして、賛成討論といたします。

○議長（山口 和宏） ほかにありませんか。

（ 発言する者なし ）

○議長（山口 和宏） これで討論を終わります。これから、議案第 48 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（多数挙手）

○議長（山口 和宏） 挙手多数です。

したがって、議案第 48 号 令和元年度玉城町一般会計補正予算（第 1 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（山口 和宏） 次に、議案第 49 号 令和元年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山口 和宏） 7 番 中西友子君。

○7 番（中西 友子） 議案第 49 号 令和元年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

国保の運営が厳しい今、健康づくり等住民の皆さんの努力に頼るだけでなく、町として財政面での支援が一層必要と感じます。私は法定外繰入をし住民の皆さんの負担を少なくしていくことを望みます。

全国自治会町村会などで 1 兆円の繰り入れを国に要請しているはずですが。住民の命と財産を守り、玉城町で暮らしていた良かったと思っただけの政策が大切だと思います。以上をもって反対理由とします。

○議長（山口 和宏） 次に賛成者の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山口 和宏） 8 番 北 守君。

○8 番（北 守） 議案第 49 号の令和元年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算第 1 号について、賛成討論をいたします。

今回の補正予算は、歳入歳出を 2,124 万 7,000 円追加し、14 億 7,700 万 6,000 円とし

たもので、今回は令和元年度の健康保険料の料率を見直し、当初予算を補正し、本格予算としたものです。全国的に年々高騰する医療費の伸びている中、国保財政の健全化を求め昨年度から財政主体を県に一元化されました。料率の決定は玉城町において従来どおり各自治体で決めておりますが、これもいずれ三重県に一本化されていくこととなります。この時期には被保険者の所得や資産が決まってくるので、本算定と呼ばれる予算が令和元年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算として審議されました。国保に加入の保険料の負担を抑えるため、昨年度は8,000万円の財政調整基金を取崩し、本年も昨年同様に1億円の基金を取り崩して、国民健康保険特別会計補正予算が組まれ計上されました。

保険料収入は年々減少している状況下で、この本年の料率は昨年と同率に抑え、据え置かれました。額的にも昨年よりも下がっております。医療費の縮減に努めるため人間ドッグをはじめとした健康づくりに取り組んでいただいていることで、保険料の負担を減らす努力もされております。これは行政の努力による成果と高く評価しております。

以上をもちまして、この議案第49号の令和元年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算については、適正な結果と思いますので、議員の各位の良識ある判断を期待しまして、賛成の討論といたします。

○議長（山口 和宏） ほかにありませんか。

（ 発言する者なし ）

○議長（山口 和宏） これで討論を終わります。

これから、議案第49号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（多数挙手）

○議長（山口 和宏） 挙手多数です。

したがって、議案第49号 令和元年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（山口 和宏） 次に、議案第50号 令和元年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山口 和宏） 7番 中西友子君。

○7番（中西 友子） 議案第50号 令和元年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

消費税増税分の軽減減額負担には、町負担があるのはおかしいとまず思います。増税

分は国が負担するべきではないでしょうか。また、非課税世帯に生活面などで全面的に負担がかかる消費税増税は、本当の意味でこの増税を許すような施策でいいのでしょうか。以上をもって反対の意見といたします。

○議長（山口 和宏） 次に賛成者の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山口 和宏） 8番 北守君。

○8番（北 守） 議長の許可をいただきましたので、議案第 50 号の令和元年度玉城町介護保険特別会計補正予算について、賛成討論をいたします。

今回の補正予算は、歳入歳出を 2,742 万 4,000 円追加し、14 億 3,905 万 8,000 円としたもので、今回は消費税の引上げに伴う介護保険条例の一部改正に基づきなされ、それに伴う補正が組まれたわけでございます。

この予算編成の中心は介護保険料の低所得者の第 1 号被保険者の軽減強化をするもので、一般会計から 379 万 9,000 円を繰り入れた軽減措置のための予算でございます。また、この予算書の中には指定地域密着型サービス事業所に対して、施設整備事業として交付金として 773 万が計上されています。いずれも必要な補正予算と認識しております。

先ほどの反対の理由としてあげている国の施策である消費税の改正に伴う財源は、国の財源で賄うというのが当然という趣旨の発言がありましたんですが、財源割合等は国が決めてくることであり、全ての自治体は国の法律により、そのルールに従って町の予算を組んでおるのが現状でございます。

以上のことで、この議案第 50 号の令和元年度玉城町介護保険特別会計補正予算については適正な補正と思いますので、議員各位の良識ある判断を期待して、賛成の討論といたします。

○議長（山口 和宏） ほかにありませんか。

（「な し」の声あり）

○議長（山口 和宏） これで討論を終わります。

これから、議案第 50 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（多数挙手）

○議長（山口 和宏） 挙手多数です。

したがって、議案第 50 号 令和元年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（山口 和宏） 暫時休憩します。

（午前 9 時 38 分 休憩）

(午前9時39分 再開)

○議長(山口 和宏) 再開いたします。

◎追加日程第1 議案第51号 工事請負契約の変更について(平成30年国災76号準用河川外城田川左岸災害復旧工事)

○議長(山口 和宏) これより追加議案の審議を行います。

追加日程第1 議案第51号 工事請負契約の変更について(平成30年国災76号準用河川外城田川左岸災害復旧工事)を議題にします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君。

○町長(辻村 修一) 議案第51号 工事請負契約の変更について、提案理由を申し上げます。

本議案は、国の災害復旧事業により実施しています、平成30年国災76号準用河川外城田川左岸災害復旧工事について、設計変更により契約内容に変更が生じたので、変更請負契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものです。なお詳細は建設課長から説明をさせます。

○議長(山口 和宏) 建設課長 中村元紀君。

○建設課長(中村 元紀) それでは、議案第51号の補足説明をさせていただきます。

議案第51号の資料をご覧いただきたいと思います。本工事につきましては、昨年12月5日に工事請負契約の締結について議決をいただいた案件でございます。工事名といたしましては、平成30年国災76号準用河川外城田川左岸災害復旧工事でございます。

工事場所は妙法寺地内でございます。工期につきましては、当初平成30年12月6日から3月29日まで、昨年の議会議決時におきまして繰越承認後に6月3日までといたしておりましたが、令和元年5月20日から21日にかけての豪雨によりまして、手戻りが生じたため工期末を8月20日までに変更いたしてございます。施工業者につきましては、株式会社西山組でございます。

変更の内容といたしましては、契約金額5,227万2,000円に713万6,640円を追加し、5,940万8,640円にしようとするものでございます。変更の工事の内容といたしましては、下段の表をご覧いただきたいと思います。平成29年度分の工事を予定しておりました部分に、想定外の遊水等がございました関係で、工程の遅れが生じたため、大型ブロック積み工事、ブロック割工、舗装工及びガードレール工を、平成30年度分に変更したことによりまして、下線を引いております工種につきまして、数量が増加したものによる増額でございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜われますようお願い申し上げます。

○議長（山口 和宏） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。ただいま議題となっております本議案については、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山口 和宏） 異議なしと認めます。

これから質疑、討論、採決を行います。

まず質疑を行います。発言を許します。

（「な し」の声あり）

○議長（山口 和宏） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「な し」の声あり）

○議長（山口 和宏） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから、追加日程第 1 議案第 51 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（山口 和宏） 挙手全員です。

したがって、議案第 51 号 工事請負契約の変更について（平成 30 年国災 76 号準用河川外城田川左岸災害復旧工事）は、委員長の報告のとおり可決されました。

### ◎追加日程第 2 発議第 3 号 閉会中の継続審査

○議長（山口 和宏） 次に、追加日程第 2 発議第 3 号 閉会中の継続審査の申し出についてを議題にします。

議会運営委員会委員長から委員会における審査する事件につき、会議規則第 75 条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山口 和宏） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

### ◎閉会の宣告

○議長（山口 和宏） お諮りします。本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。したがって、会議規則第 7 条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山口 和宏) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで令和元年第2回玉城町議会定例会を閉会します。

閉会にあたり町長挨拶をお願いします。

町長 辻村修一君。

○町長(辻村 修一) 閉会にあたり御礼の挨拶を申し上げます。今期定例会に提案の全ての議案について、ご承認を賜りましたことに厚く御礼を申し上げます。

また、会期中に賜りました貴重なご意見、今後の町政運営に参考にさせていただきたいと思っております。

今後とも玉城町の町政推進に格別のご支援を賜りますようお願いを申し上げて、御礼の挨拶とさせていただきます。

○議長(山口 和宏) 閉会にあたり一言ご挨拶させていただきます。

本定例会2回目でございますけども、元号が令和に代わり、議員各位におかれましては、また新たな気持ちで議会に取り組んでいただいていることと思います。

また、本議会に付議されました議案のほう全て皆さんの承認をいただき、これで町政もしっかり運営できることと思っております。

また、参与のほうにおかれましては、これを期に、また益々、町政運営に関しまして、スピーディに迅速に町政運営を執行していただきますよう、よろしく願いいたします一言とさせていただきます。

本日はご苦勞さまでございました。

(午前9時48分 閉会)